

第 65 回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者表彰 当協会から臼井理事、湯澤専務理事が受賞されました

令和 7 年 9 月 3 日(水)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、栃木県公衆衛生大会が開催され、多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、保健衛生事業功労者として当協会の臼井理事が知事表彰、湯澤専務理事が大会長表彰を受賞されました。

○知事表彰受賞者



(公社) 栃木県産業資源循環協会 臼井理事

臼井理事は、青年部立ち上げに尽力し、副部長として献身的に部長を補佐しながら青年部運営の重責を果たされました。その功績が評価され、平成 26 年に監事、平成 28 年に理事に就任。平成 29 年より現在に至るまで普及啓発・情報委員会の副委員長として、産業廃棄物及び処理施設に対する理解と信頼の醸成を目的とした普及啓発活動に積極的に取り組まれております。

自社の株式会社ウスイ産業においては、平成 24 年代表取締役役に就任。産業廃棄物の適正処理や再資源化、地域活動を通じたクリーンな環境づくりを推進し、次世代へ持続可能な地球環境を継承するため、環境保全活動に積極的に取り組んでおります。

○大会長表彰受賞者



(公社) 栃木県産業資源循環協会 湯澤専務理事

湯澤専務理事は、平成 30 年に常務理事兼事務局長に就任し、長年にわたり運営実務と協会全体の発展に尽力されました。その功績が評価され、令和 4 年より専務理事に就任。産業廃棄物の適正処理と廃棄物処理業の信頼性向上に貢献するとともに、栃木県庁勤務時代に培った廃棄物行政の知識と経験を活かし、会員への助言や育成を通じて、業界の資質向上にも尽力しておられます。

また、積極的に行政や各関係団体の諸会議に出席し、産業廃棄物に関する諸課題について建設的な意見を述べ、業界の健全な発展に指導的役割を果たすとともに、行政や関係団体と連携しながら県民の理解と信頼の向上に努めておられます。

* 栃木県公衆衛生大会趣旨

快適で良好な環境のもとで、生涯に渡って健やかな生活を送ることは、すべての県民の願いです。しかし、医学の進歩、公衆衛生及び生活水準の向上にもかかわらず、健康を阻害する課題は依然として多く、適切な解決が必要とされています。そこで、県内の公衆衛生関係者が、健康及び環境問題に対する認識を更に深め、問題解決への意欲を新たにするとともに、関係者の資質の向上と県民の公衆衛生、環境保全に対する関心を高めるため、公衆衛生大会及び公衆衛生学会を開催しております。また、救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、救急医療週間記念大会をあわせて開催するものです。

第 82 回理事会を開催

9月11日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第82回理事会が開催され、理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 産業廃棄物処理業における実務研修会の開催
10月28日、栃木県総合文化センターにおいて開催することが決まりました。
2. トップセミナーの開催
12月1日、栃木県教育会館において開催することが決まりました。
3. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会の開催
令和8年1～2月、下都賀郡壬生町のリバー株式会社を視察することが決まりました。
4. 新規加入会員の承認
正会員1社（株式会社宮ウエストホーム）が承認されました。

【報告事項】

1. 令和7年度上期業務執行状況報告
今年度の上期業務執行状況について報告しました。
2. 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会の要望書
9月9日、ニューみくらにおいて開催。協会が要望した内容について報告しました。
3. 第65回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者の受賞者（1ページ参照）
9月3日、栃木県総合文化センターにおいて開催。臼井理事が知事表彰、湯澤専務理事が大会長表彰を受賞されたことを報告しました。
4. 令和7年度委員会及び部会の開催結果
委員会を7月15日、部会を7月17日に栃木県立美術館普及分館において開催。各事業の内容について報告しました。
5. 行政との意見交換会の開催結果
8月4日、栃木県庁北別館において開催。協会が要望した内容について報告しました。
6. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果
8月1日、とちぎ福祉プラザにおいて開催。研修会の内容について報告しました。
7. 令和7年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果（3ページ参照）
8月28日に県央地域、9月2日に県南地域、県北地域において開催。訓練内容について報告しました。
8. 会員の異動
代表者及び住所変更等した会員がおり、9月3日現在の正会員は198社、賛助会員は23社、合計221社であることを報告しました。
9. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
10. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員1社】

●株式会社宮ウエストホーム 代表取締役 渡邊 一史

栃木県宇都宮市滝谷町4-3

TEL028-612-4681 FAX028-612-4949 <https://miya-westhome.com>

*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和6年10月30日

燃え殻（※1）、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※3）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※4）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※3）、鋳さい、がれき類（※2）、ばいじん

※1：水銀含有ばいじん等を含む ※2：石綿含有産業廃棄物を含む ※3：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ※4：水銀使用製品産業廃棄物を含む

令和7年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果について

栃木県と災害廃棄物等の処理応援協定を締結している3団体（公益社団法人栃木県産業資源循環協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合）、栃木県及び県内各市町は、次のとおり災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練を実施しました。

伝達訓練は、あらかじめ県が被害想定と優先順位を定め、メールと電話により実施され、伝達に係る課題の整理を行いました。

1 目的

全国で大規模災害が頻発する中、災害廃棄物処理に係る関係者一同が、栃木県災害廃棄物等処理実施要領に基づき、平時から同廃棄物の発生状況報告及び関係団体への支援要請手順を確認することで、災害時における対応力の向上を図る。

2 実施日時

- ・実施日時は以下のとおり
- ・各市町をエリア毎（県央、県南、県北）に3回に分けて実施

3 参加機関

	1 回目（8 / 28PM）	2 回目（9 / 2 AM）	3 回目（9 / 2 PM）
市町	<u>県央[9市町]</u> 鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町 ＊宇都宮市、茂木町欠席（県西、県東事務所管内）	<u>県南[7市町]</u> 足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町 （県南、小山事務所管内）	<u>県北[9市町]</u> 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、塩谷町、高根沢町、那須町 （県北事務所管内）
関係団体	栃木県産業資源循環協会・栃木県環境美化協会・栃木県環境整備事業協同組合		
県	資源循環推進課		

8月28日（木）13：30～15：45 災害対策本部 県央ブロック 若月理事

9月9日（火）9：30～11：45 災害対策本部 県南ブロック 山本副会長

9月2日（火）13：30～15：45 災害対策本部 県北ブロック 田城理事、五月女理事

4 実施場所

各参加機関の執務室等

5 訓練内容

被災想定を設け、災害廃棄物の発生状況の報告等と関係団体への支援要請について、伝達訓練を行うことで実際の手順を体感する。

(1) 想定、付与内容

- ・ 水害を想定し、市町毎に異なる被害想定及び要請内容を付与

(2) 参加機関作業

【市町】・被災状況を規定の様式により、メール、電話で県に報告

- ・要請内容を規定の様式により、メール（又はFAX）、電話で関係団体に説明

【県】・各市町の被災状況を勘案し、広域調整により応援順位を決定

- ・応援順位をメールにより市町、関係団体と情報共有

【関係団体】

- ・市町の被災状況、応援順位を基に幹旋団体を決定

- ・幹旋団体の決定を各団体の支部から、メール（又はFAX）、電話により各市町に報告

反社会的勢力排除のための研修会を開催

9月5日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業界へ反社会的勢力の参入を阻止するため、反社会的勢力の排除のための研修会を開催し、会員33名が参加しました。

講演は、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課の菊地暴力排除係長と（公財）栃木県暴力追放県民センターの白土専務理事を講師にお招きし、最近の暴力団や匿名流動型犯罪グループなどの反社会的勢力の情勢や特殊詐欺の発生状況の事例や対処法などについて説明が行われたほか、DVD「教訓～失敗を乗り越えて～」を鑑賞し、過去の失敗を教訓として反社会的勢力との関係を遮断していく過程や対応要領などについて勉強しました。



【講義する白土専務理事】



【会場風景】

【青年部】 令和7年度第2回環境学習出前授業及び清掃活動を実施

9月9日(火)、那須塩原市立共英小学校において環境学習出前授業に参加したほか、9月11日(木)、CSR活動の一環として、宇都宮市内において清掃活動を実施しました。

○環境学習出前授業

海洋プラスチックごみ問題やごみの分別を学ぶ内容として、体育館にて浦島太郎をモチーフにした寸劇「プラスチ郎」を上演。その後、校庭にて子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験していただきました。

○清掃活動

今年度第1回目の清掃活動は、生憎の雨の中、オリオン通り周辺の清掃活動を行い、空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムの包装紙など約4kg（可燃物3袋、不燃物2袋）程度集めました。今後も様々な場所で実施していききたいと思います。



【9/9 環境学習出前授業】



【9/11 栃木協会青年部一同】

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、次のとおり研修会を開催いたします。今年度も長岡文明先生を講師にお迎えし、「廃棄物処理法に係る最近の制度改正と今後の方向性」をテーマに、最新の動向と実務への影響について詳しく解説いただきます。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-622-7654

1. 日 時 令和7年10月28日（火）13：30～16：00
2. 会 場 栃木県総合文化センター 特別会議室 宇都宮市本町1-8
3. 内 容 廃棄物処理法に係る最近の制度改正と今後の方向性
講 師 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏
4. 定 員 80名
5. 参加費 （公社）栃木県産業資源循環協会 会員／無料 非会員／8,800円（税込）

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会の開催 ～サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けて～

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミーへの移行が国家戦略と位置付けられました。こうした動きを踏まえ、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進することを目的に、主として県内の産業廃棄物排出事業者の皆様を対象として、講習会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。
TEL028-622-7654

1. 日 時 令和7年11月28日（金）14：00～（13：30受付開始）
2. 会 場 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野7-66
3. 内 容 第1部 国の取組について（14：05～15：15）
循環経済（サーキュラーエコノミー）政策の最前線
環境省環境再生・資源循環局資源循環課 課長補佐 山田 浩司 氏
第2部 サーキュラーエコノミー移行に向けた動静脈連携の取組紹介
（15：30～16：40）
気泡緩衝材プチプチ®の資源循環について
【製造業者】
川上産業株式会社 サステナブル推進部 部長 大橋 隆 氏
ラベル台紙の水平リサイクル事業「資源循環プロジェクト」
【製造業・リサイクル事業者】
資源循環プロジェクト代表
日榮新化株式会社 資源循環事業部 部長 本池 高大 氏
4. 定 員 400名（先着順）
5. 参加費 無料
6. 後 援 一般社団法人栃木県解体工事業協会、一般社団法人栃木県建設業協会
一般社団法人栃木県産業環境管理協会、公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人栃木県設備業協会、一般社団法人栃木県造園建設業協会

令和7年度

産業廃棄物処理実務者研修会

後期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第5期	11月3日～28日	10月1日～22日
第6期	12月3日～28日	11月1日～22日
第7期	1月3日～28日	12月1日～22日

カリキュラム
(全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎
(第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類
第3章 排出事業者の責務
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第6章 産業廃棄物処理業
第7章 産業廃棄物処理施設
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき **8,250円**

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



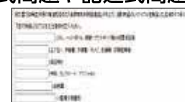
要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

【E-mail】ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2025.10



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○太陽光パネルリサイクル義務化の見直し

環境省は太陽光パネルリサイクルを義務化する法案の見直しを正式に発表しました。

今後大量に発生する使用済み太陽光パネルについて、製造者の費用負担のもとで高度なリサイクルを推進する法案が検討されていきました。しかし、他の法律との整合性などを考慮して見直しが決定されたため、今後この法案の提出はできない状況と思われます。リサイクルにはかなりのコストがかかるため、最終処分が増えることが懸念されます。

https://www.env.go.jp/annai/kaiken/kaiken_00317.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 9 月 29 日掲載)

○家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について（令和 6 年度分）

環境省と経済産業省は、毎年、家電四品目の小売業者に対する立入検査を行い、リサイクル件の運用や保管・運搬状況などの確認を行っています。

平成 10 年に制定された「家電リサイクル法」は、使用済みの家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目について、小売業者が消費者から引き取り、製造業者へ引き渡す制度です。この制度の運用において、小売業者が重要な役割を果たしています。報道発表によれば、令和 6 年度は、小売業者に対する立入検査が 464 件実施され、そのうち、341 件の立入検査において、延べ 723 件の指導等が行われたとのことでした。

https://www.env.go.jp/press/press_00491.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 9 月 16 日掲載)

○プラスチック条約：第 5 回政府間交渉委員会再開会合の結果

2025 年 8 月 5 日から 15 日まで、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第 5 回政府間交渉委員会再開会合が開催されましたが、プラスチックの削減合意には至りませんでした。

大量のワンウェイプラスチックが生産・使用されていることから、海洋プラスチック汚染が深刻となっています。しかし、プラスチック生産量の削減義務、途上国や海洋におけるプラスチック汚染に対して先進国が適正処理・リサイクルの負担義務化などについては、合意に至りませんでした。国際合意というのは難しいものです。

https://www.env.go.jp/press/press_00461.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 9 月 1 日掲載)

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「保管基準」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、屋外において容器を用いずに廃棄物を保管するときの基準である「積上げ勾配」として正しいものはどれか。

- (1) 四角錐(ピラミッド形)に積み上げるときは、最高高さは一辺の長さと同じだけ積み上げることができる。
- (2) 円錐状に積み上げるとき、円の直径が20mの場合の最高高さは5mまで積み上げることができる。
- (3) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に約66%の勾配まで積み上げることができる。
- (4) 地盤面と廃棄物の積上げ斜面の角度が約50度まで積み上げることができる。
- (5) 横3に対して高さ2、すなわち「3:2勾配」といわれる高さまで積み上げることができる。

【解説】

廃棄物の保管基準について、一般廃棄物は省令第1条の6、産業廃棄物は省令第8条で、次のように規定している。(趣旨)

地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に50%の勾配を超えないこと。

これは通常「2:1勾配」といわれ、設問(2)がこれにあたる。円の中心までの距離と、その最高高さが2:1(10mと5m)となる。この勾配は角度では約26.5度となる。

正解(2)

よく、テキストでは「26.5度」と記載しているのも見かけますが、実務では現場に勾配計を持ち込んだとしても、そもそも表面が平らで無いために厳密な測定は難しいです。

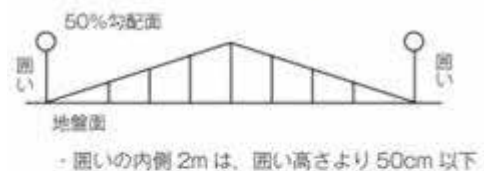
そこで、解説にも書いてあるように「2:1勾配」で覚えておいた方が役立ちます。

これだと概ね歩数や壁や電柱の高さなどでも見当が付きます。

なにも、26.5度ギリギリに挑戦しなくとも、勾配も余裕を持って積み重ねていけばいいだけのことです。

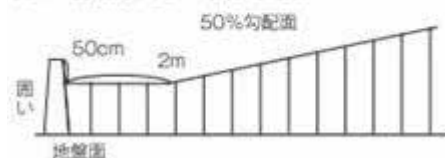
【保管の高さ制限】

図1 廃棄物が囲いに接しない場合



・囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下

図2 廃棄物が囲いに接する場合



・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下
・囲いの下端から勾配50%以下

～廃棄物処理問題～

では、「囲いに負荷」、すなわち、壁に押しつけての保管の時はどうなるでしょうか？

宿題Q、下の図1、図2は、産業廃棄物を屋外で容器を用いず保管する場合を模式的に表したものであるが、いずれも保管基準に違反した状態となっている。

次のうち、図1、図2の保管基準違反について正しく述べているものはどれか。

- (1) 図1は、囲いに直接負荷がかかっていないので違反となる。
- (2) 図2は、勾配が50度を超えているので違反となる。
- (3) 図1は、勾配が50%未満なので違反となる。
- (4) 図2は、囲いに直接負荷がかかっているので違反となる。
- (5) 図2は、勾配の起点が囲いから2m離れていないので違反となる。

注1) 図中の太線内の網掛け部分が廃棄物であり、実線及び破線は基準線である。

注2) 囲いは白色のものが、荷重に対し構造耐力上安全ではないものであり、灰色のものは荷重に対し構造耐力上安全であることを示す。

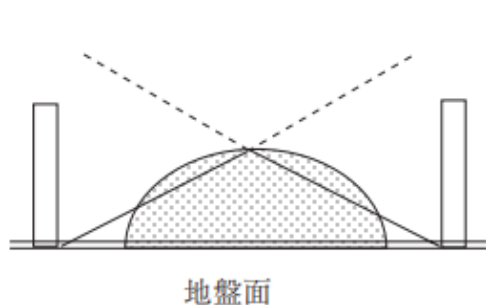


図1

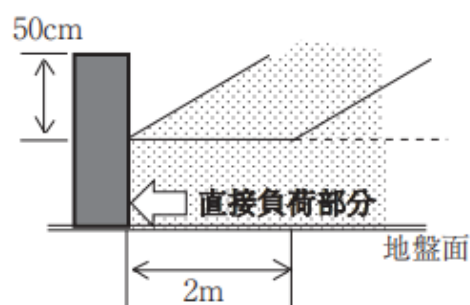


図2

【解説】

屋外において容器を用いず保管する場合の高さの基準は前述のとおりである。

正解 (5)

ということで、囲いが丈夫な(つまり「荷重に対し構造耐力上安全」な)塀なら押しつけて保管してもいいけど、丈夫じゃなかったら押しつけてはダメ。丈夫であっても、直ぐに積み上げてはダメで水平に2メートル、それから2対1勾配で積み上げ、というルールですね。

宿題も引き続き「保管基準」からにしてみましょう。

宿題Q



積替えのための保管量の上限及び処分のための保管量の上限について、次のa及びbに入る組み合わせとして正しいものはどれか。(特例として規定している場合を除く)

積替えのための保管量の上限：平均的な搬出量（1日あたり）に（a）を乗じた数量
 処分のための保管量の上限：処理能力（1日あたり）に（b）を乗じた数量

- | | a | b |
|-----|------|----|
| (1) | 5 | 10 |
| (2) | 7 | 14 |
| (3) | 10 | 20 |
| (4) | 規定なし | 14 |
| (5) | 規定なし | 20 |

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



塵芥車（パッカー車）による重篤な災害

～多くは回転板やテールゲートによる「はさまれ・巻き込まれ」～

今年7月栃木県内で、パッカー車の後部回転板と押込板に両腕を巻き込まれる死亡が発生しました。

令和7年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和7年8月末日現在

栃木労働局

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.8 7月 5時台	清掃・と畜 業	60代 10年	はさまれ、 巻き込まれ トラック	被災者が、スーパーのゴミ集積所において、ゴミ回収作業を行っていたところ、パッカー車の後部回転板と押込板に両腕を巻き込まれ死亡したものの。

職場のあんぜんサイトに類似災害が掲載されていたので、対策を含めて紹介します。

【発生状況】

粉碎済み段ボールを自動または手作業で圧縮式ゴミ収集車に積み込む作業を行っていたところ、投入口内部で回転している板に全身をはさまれて、死亡した。被災者は圧縮式ゴミ収集車と投入口の間に立った状態で、段ボール貯留機からスムーズに粉碎済み段ボールが出ないときに、備中鍬または鉄棒を用いて掻き出す作業をしていた。



【原因】

1. 圧縮式ゴミ収集車のごみ投入口内部にある板が回転している状態にも関わらず、投入口内部に人が立ち入ったこと（被災者が立ち入った理由は不明）
2. 定められた作業計画／方法／手順などが現場で実施されているか、管理者の確認が不十分だったこと

【対策】

1. 圧縮式ゴミ収集車の投入口内への立入禁止を徹底すること。洗車／整備／点検等でやむを得ず立ち入ったり手を入れたりするときは、以下の処置をすること
 - ・車両のエンジンを停止させる
 - ・パワーテイクオフ機能（車両エンジンの動力をごみ圧縮機の駆動に変える機能）を切る
 - ・キーを抜いて作業員自身で管理する
2. 標準的作業方法（安全作業マニュアル）を書面で作成し、関係者労働者に周知すること
3. 圧縮式ゴミ収集車を使用する作業に新たな労働者を従事させる場合、及び車種を変更する場合、関係者労働者に対して安全教育を行うこと
4. 標準的作業方法（安全作業マニュアル）が現場で実施されているか、現場作業員の判断で変更

～ワンポイント安全衛生～

- ／手順の簡略化などがされていないか、**管理者が定期的に確認**すること
 5. 予見可能な誤使用／誤操作を明確にし、**リスクアセスメントを実施**すること

神奈川県内では数年前に、テールゲートに挟まれた事例がありあした。

発生概要	災害防止のポイント	概要図
工場内において、パッカー車から廃棄物（段ボール）を排出後、上げていた <u>テールゲート（圧縮機構内蔵）を運転席で操作して下降中</u> 、排出された物を寄せ集めていた作業員が、下降が一時停止した間に同車に接近したとき、 <u>動き出したテールゲートと荷箱後端の間にはさまれたもの</u>	①車両に近づく場合には、運転席を確認し、 声掛けを行う よう徹底する。 ②操作開始（再開）時に、他者の接近を確認するとともに、 開始の合図する （他者に開始を知らせる）。 ③下降しないよう 安全棒・インターロック装置を使用する 。	

この事例などを受けて作成されたリーフレットの一部を紹介します。

産業廃棄物処理業での労働災害を防ごう《抜粋》

神奈川県労働局

2 機械式ごみ収集車のホッパー内に身体の一部が入ることによる災害を防ぐための措置について（「昭和 62 年 2 月 13 日付基発第 60 号機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」を参照願います。）

(1) まず、作動中のホッパー内に身体を入れないことが重要です。それとともに、機械式収集車の積込作動方式について、以下 3 方式のいずれかの方式をとるようにしてください。

- ① サイクル停止方式であること。
- ② 回転板一たん停止方式であること。
- ③ 光電管等を用いた危険防止機能（回転板の作動中に身体の一部がその 回転板に巻き込まれるおそれのある危険限界内に入ると、光電管等により検知して、その回転板が直ちに自動停止するもの）を有する方式であること。

なお、前記要綱に示した緊急停止装置を設置し、かつ、教育を受けた場合、あるいは、③の場合以外では絶対に連続方式で作業しないでください。

(2) テールゲートの下降による労働災害を防止するため次の点に留意願います。

- ① テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らない。
- ② 上昇したテールゲートの下には入らない。やむをえず入るときは、安全棒等を使用する。
- ③ テールゲートを上げ、その下に入るときは、（安全棒等を使用するとともに）運転席においてテールゲートを降下させるための操作が行われても、テールゲートが降下しないようインターロック装置などを使用する。



「昭和 62 年 2 月 13 日付基発第 60 号機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」とは、当時の労働省が、中央労働災害防止協会に学識経験者、ごみ収集車のユーザーである地方公共団体、ごみ収集車のメーカー等の関係者を構成員とする「ごみ収集車の安全化対策調査研究委員会」を設置して検討したものを定めたものです。

当時の厚生省、自治省、日本自動車車体工業会などにも要請しています。

CSP 労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 自宅の芝刈り機のガソリンの処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者)

自宅の庭の芝生を刈るための芝刈り機を利用しており、燃料はガソリンですが不純物が混じってしまい使用できなくなったガソリンが出てしまいました。市に照会したら、電話するように言われ連絡しましたが、どうしたら良いですか。

(協会)

当協会が処分しているわけではないので、処分できる業者を紹介しますが、その前に、廃棄物の区分け、処分業者についてご説明します。

一般家庭から不要になったものは、一般廃棄物に該当します。その中で、爆発性や腐食性、感染性等の廃棄物は、特別管理一般廃棄物に該当します。

特別管理一般廃棄物の処分は、性状が特別管理産業廃棄物と同等であるため、特別管理産業廃棄物の処分の許可があれば、特別管理一般廃棄物の処分が法律で認められておりますので、今回は、特別管理産業廃棄物の廃油の処分の許可業者をご紹介します。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年10月1日現在、正会員199社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 株式会社エヅリン を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社エヅリン

代表者：代表取締役 江連 秀夫

住 所：栃木県大田原市上石上1567番地3

連絡先：電 話 0287-46-7669

FAX 0287-46-7680

那須烏山支店：栃木県那須烏山市中山136番地1

創 業：平成19年8月31日

従業員：35名



2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業（許可番号）

- ・栃木県（00900143456） ・福島県（00707143456） ・茨城県（00801143456）
- ・東京都（1300143456） ・埼玉県（01100143456）

○一般廃棄物収集運搬業（許可番号）

- ・大田原市（第459号） ・那須塩原市（55） ・矢板市（第7-31号） ・さくら市（09142-0-24）
- ・高根沢町（第57号） ・那須町（第329号） ・芳賀町（第6-25号） ・茂木町（第7-2号）
- ・下野市（第6-46号） ・壬生町（第89号） ・塩谷町（第90号） ・市貝町（第6-15号）
- ・那須烏山市（第3-13号） ・真岡市（第17号） ・小山市（第2-12号） ・野木町（第21号）

○古物商 栃木県公安委員会（第1110000837号）

3 施設概要

2007年に家電リサイクル回収業として那須塩原市に創業。大田原市に拠点を移し、遺品整理・家財整理業のほか、孤独死現場等の除菌・清掃を担う特殊清掃業などを主力事業に据えました。

また、20年には、除菌に関する高い技術力と知見を買われ、新型コロナの集団感染が発生した豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス」に乗船し、除菌任務を担当しました。

「法令順守」と「環境配慮」に特化した片付け「エヅリンモデル」を確立し、県内外で片付け事業を展開しています。



4 会社から一言

弊社は「モノにも第二の人生を！」という理念のもと、東南アジアへの輸出、リユースショップの運営、寄贈活動を組み合わせることで、家財ゴミの約6割をリユースに回してまいりました。

さらに、片付けを入口に、リユース・不動産・解体までを一貫してサポートする伴走型支援を強みとし、お客様のさまざまなお困りごとに寄り添い続けています。

一般廃棄物の処理やリユースでお困りの際には、ぜひお気軽にご相談ください。確かな経験を活かし、困ったときの「猫の手」として、これからもお客様のニーズにお応えしてまいります。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016



サステナブルな生活

マイボトルで
テイクアウト



アップサイクルのファッション



とちぎごみゼロ
プロジェクト

Tochigi
530
Project vol.2

栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

ゴミ問題はどこかの誰かの問題じゃなく、
私たちひとりひとりの問題だから。
私らしくできることを無理なく続けよう。

2025.10/1(水) ▶▶ 12/26(金)

カーボンニュートラルなおでかけ



エコバッグでプラ削減



ペットボトルは
リサイクル



通学路で子どもと一緒に



週に一度だけ
職場のまわりを



ゴミひろいキャンペーンに参加して
豪華宿泊券
プレゼントをもらおう!
裏をCHECK>

キャンペーン期間: 2025.10/1(水) >> 12/26(金)



“私らしいゴミひろい”をしたら
Instagramから投稿! 抽選でプレゼント!

第1弾

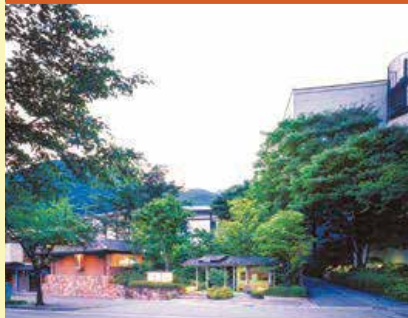
10月



A賞 那須 リゾートホテル
ラフォーレ那須
ペア宿泊券
1組

第2弾

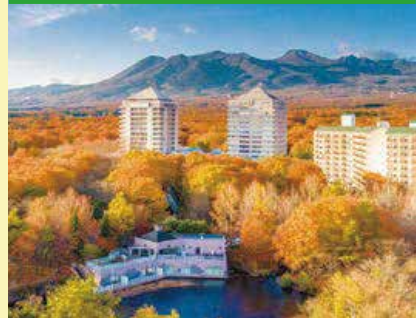
11月



A賞 鬼怒川 鬼怒川
パークホテルズ
ペア宿泊券
1組

第3弾

12月



A賞 那須 ホテル
エピナール那須
ペア宿泊券
1組

B賞
各月5名

県内商業施設「商品券3000円分」
福田屋百貨店各店／ジョイフル本田宇都宮店／
東武宇都宮百貨店／ショッピングモール ベルモール
※いずれかのものになります。※指定はできません。

C賞
各月50名

とちぎ530プロジェクト
「オリジナル軍手」

キャンペーンの詳細情報はコチラ(栃ナビ!のサイト)



参加方法

1 フォロー& いいね

Instagramの
キャンペーンアカウント
「tochigi_530」を
フォロー&
投稿をいいね >>>



2 写真を 撮る

ゴミひろいの
写真を撮る >>>



3 投稿

自分のアカウントから、
「#とちぎ530プロジェクト」
のハッシュタグをつけて投稿



期間中、何度でも投稿できます!

当選者にはDMで事務局よりご連絡いたしますので、キャンペーン期間中は
フォローしていただくようお願いいたします。

高圧ガスの廃棄及び容器(ボンベ)のくず化(処分)中の事故防止について

高圧ガスは、高い圧力及びガスの性状（可燃性、支燃性、有毒性、超低温）に伴う危険性がありますので、次のとおり取扱いには十分注意してください。

- くず化作業は、容器の中のガスを完全に抜き取り、ガスが入っていないことを確認した後に行ってください。特に、可燃性ガスの容器をくず化するときは、水で置換するなどして内部の可燃性ガスを完全に放出してから行ってください。
- くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分確認した後に作業を行ってください。
- 「高圧ガスの廃棄に関する規定」を遵守してください。



【写真】破裂した容器の例（県撮影／高圧ガス保安協会ホームページからの引用）

◆ 高圧ガスの廃棄に関する規定

（一般高圧ガス保安規則第 62 条、液化石油ガス保安規則第 60 条及び冷凍保安規則第 34 条）

- (1) 廃棄は、容器とともに行ってはいけません。
- (2) 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近(8m 以内)を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行ってください。
- (3) 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行ってください。
- (4) 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行ってください。
- (5) 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行ってください。
- (6) 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じてください。
- (7) 充てん容器等のバルブは、静かに開閉してください。
- (8) 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、温度 40 度以下の温湯を用いる等、容器等が高温にならないための措置を講じてください。

栃木県内のまつり・イベント情報（10～11月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL (E-mail・HP等)
10月3日(金)～10月13日(月・祝)18:30～21:00	月あかり花回廊 第16章	日光市	鬼怒川公園	日光市観光協会	0288-22-1525
10月4日(土)・11日(土)20:30～	鬼怒川温泉百華繚乱花火～鬼怒川焰火～	日光市	鬼怒川公園	日光市観光協会	0288-22-1525
10月4日(土)～13日(月・祝)	第1回日光だいや川公園ガーデニングコンテスト	日光市	日光だいや川公園 インフォメーションエリア	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
10月4日(土)～10月26日(日)	コスモス祭り	高根沢町	鬼怒グリーンパーク(高根沢町宝積寺86-1)	鬼怒グリーンパーク	028-675-1909
10月5日(日)・12日(日)・13日(月・祝)・19日(日)・26日(日)	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
10月11日(土)～12日(日)10:00～21:00	鹿沼秋まつり	鹿沼市	今宮神社、鹿沼市街(今宮神社周辺)	鹿沼秋まつり実行委員会(鹿沼市観光交流課)	0289-63-2188
10月12日(日)	たかポタvol.7	高根沢町	道の駅たかねざわ 元気あつむら(高根沢町大字上柏崎588-1)	高根沢町観光協会事務局(高根沢町産業課内)	028-675-8104
10月12日(日)	上石上温泉神社例大祭(城鉦舞(しろくわまい))	大田原市	上石上温泉神社(大田原市上石上 1555-2)	大田原市文化振興課	0287-23-3135
10月13日(月・祝)	大小山火祭り	足利市	鳳仙寺(西場町756)	寺島様	090-5250-6170
10月17日(金)～19日(日)	2025 宇都宮ジャパンカップサイクルードレース	宇都宮市	■17日(金)チームプレゼンテーション(会場:オリオンスクエア) ■18日(土)宇都宮ジャパンカップクリテリウム[会場:大通り周回コース(池上町交差点～上河原交差点)] ■19日(日)宇都宮ジャパンカップロードレース(会場:宇都宮市森林公園周回コース)	宇都宮ジャパンカップサイクルードレース実行委員会事務局(宇都宮市スポーツ都市推進課内)	028-632-2460
10月18日(土)～2026年2月15日(日)	あしかがフラワーパーク「光の花の庭～フラワーファンタジー2025～」	足利市	あしかがフラワーパーク(足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月19日(日)13:00～19:00	今市屋台まつり	日光市	JR今市駅前通り	今市屋台まつり実行委員会(日光商工会議所今市事務所内)	0288-30-1171
10月19日(日)、11月23日(日)	幻の長倉線ツアー	茂木町	栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 1499-2	(一社)もてぎニューツーリズム(茂木町商工観光課)	0285-63-5644
10月25日(土) ■午前の部11:00～12:00 ■午後の部14:00～15:00	秋の音楽祭 2025	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月26日(日)11:00～16:00(受付 10:30～)	日光恋活 2025	日光市	日光ランドマーク 4階 カフェレストラン ロケーション	鬼怒川事務所	0288-70-1171
10月31日(金)～11月2日(日)	ライトアップ NIKKO 2025	日光市	日光東照宮、日光山輪王寺、日光二荒山神社	日光商工会議所(平日)日光市観光協会(休日)	0288-50-1171 0288-22-1525

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

夜間臨時の低公害バスで行く！

日光 ナイトバス



バスではガイドのレクチャーを受けながら夜の生きものを車窓からさがそう



バスの中からの動物観察と、千手ヶ浜での
プチハイキングを楽しみましょう。晴れれば満天の星が望めるかも！？行程の大半がバス移動のため、体力に不安のある方、小さなお子様でも安心してお楽しみください。

2025年
11月8日(土), 15日(土)
16:30～18:50

公共交通機関でも参加可能！

詳細・お申込はこちら⇒



定員：各回30名様・先着順
場所：赤沼～千手ヶ浜(バス車内から野生動物など観察)
千手ヶ浜(プチナイトハイキング)
料金：お1人様3,000円(低公害バス往復運賃別途)

栃木県立
日光自然博物館 栃木県日光市中宮祠2480-1
Tel0288-55-0880

早朝の戦場ヶ原 薄明の湿原を のんびり満喫 ・小田代原ハイキング

2025年
10/12(日)
11/2(日)
5:30～8:45

早朝の澄んだ空気の中、男体山からの日の出、朝焼け、朝もや、霜など、天気によって変わる景色や雰囲気を楽しみましょう。

早朝のため紅葉期の混雑もなく静かに楽しめます。

定 員 先着10名様ほど・小学生以上どなたでも
参 加 費 お1人3,000円（駐車場別途）
集 合 赤沼自然情報センター（併設赤沼駐車場有料）
コ ー ス 赤沼～戦場ヶ原（日の出観賞）
～小田代原～小田代原バス停（現地解散）

申込・詳細 開催日2日前15時まで
右のQRコードよりアクセス→→

（TEL 0288-55-0880 日光自然博物館）



～栃木県立美術館からのお知らせ～



山本忠敬《のろまなローラー》22-23頁原画 1965年



山脇百合子《くりとぐらのえんそく》8-9頁原画 1979年

宮城県美術館コレクション

絵本のひみつ展

Secret of Picture Book: Collection of The Miyagi Museum of Art

2025.10.25(土)～12.21(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時(最終入館は午後4時30分) 休館日：月曜日(11月3日・24日は祝日のため開館)、11月4日(火)・25日(火)

観覧料：一般1,250(1,000)円、大高生600(500)円、中学生以下無料 ※()内は20名以上の団体料金 ※11月3日(月・祝)[文化の日]は観覧料無料

主催：栃木県立美術館、宮城県美術館 特別協賛：足利銀行

後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM「ミヤラジ」、NHK宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局
協力：福音館書店 企画協力：キュレーターズ

特別協賛



あしぎん創業130周年記念



山本忠敬《しょうぼうじどうしゃじぶた》18-19頁原画 1963年

※作品はすべて宮城県美術館蔵

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
TEL 028-621-3566
<https://www.art.pref.tochigi.jp/>

オンラインチケットの
購入はこちら





1



2

宮城県美術館コレクション 絵本のひみつ展

宮城県美術館の絵本原画コレクションは、月刊絵本「こどものとも」の初期作品と、そこから絵本の世界に羽ばたいていった作家たちの手による原画を核に形成されています。「子どもたちに上質な絵本を」という思いのもと、1956年に福音館書店が創刊した「こどものとも」は、洋画・日本画・漫画・商業デザインなどの分野で活躍する美術家を起用したことで知られ、美術家たちは新たな舞台で、思い思いの発想で絵を描きました。描き手たちの絵が物語世界を魅力的に膨らませたことはもちろん、その表現を支える材料・技法の選択や画面構成といった造形上でも、彼らはまた清新な感覚を発揮しています。本展では、「ぐりとぐらのえんそく」をはじめとする宮城県美術館所蔵の絵本原画約180点を展示します。原画一点一点に向き合うからこそ味わえる、描き手のタッチや画材の質感にも注目し、「絵本のひみつ」を探ります。



3



4



5



7



8

1. 中谷千代子《かばくん》(上)16-17頁原画 1962年 2. 中谷千代子《ジョジョのかんむり》18-19頁原画 1960年 3. 林 明子《まほうのえのく》25頁原画 1993年 4. 林 明子《ひよこさん》5-6頁原画 2013年
5. 長 新太《ころころにゃーん》5-6頁原画 2006年 6. 小出保子《もりのひなまつり》18-19頁原画 1992年 7. なかのひろたか《ちやうちゃんあんこう》24-25頁原画 1966年 8. 長 新太《がんばれさるのさらくん》10-11頁原画 1958年 ※作品はすべて宮城県美術館蔵

【関連イベント】 ※いずれのイベントも、ご参加には当日の企画展観覧券が必要です。

① 記念講演会「原画でみる絵本表現のひみつ」

- ◆日時：11月29日(土) 午後2時～午後3時30分
- ◆会場：当館集会室 ◆講師：菅野仁美氏(宮城県美術館学芸員)
- ◆定員：80名 ※先着順・予約不要

② ワークショップ「アルミ板でどうぶつのオブジェを作ろう！」

- ◆日時：11月2日(日) 午後2時～午後4時
- ◆会場：当館集会室 ◆講師：あずみ虫氏(絵本作家・イラストレーター)
- ◆対象：小学校3年生～中学生 ※小学生は保護者同伴
- ◆定員：10組 ※制作者は1組につき3名まで
- ◆参加費：制作者1名につき1,500円(材料費・保険料込)
- ◆持ち物：軍手・汚れてもよい服装
- ※オンライン事前申込による抽選制

申込受付期間：10月2日(木) 午後9時～10月12日(日) 午後9時

申込ページは、当館HPまたは上記の二次元コードよりお進みください。



③ 絵本の読み聞かせ会

- ◆日時：11月22日(土)・12月7日(日)
- ◆各日とも午前10時～午前10時30分(開場：午前9時50分)
- ◆午後2時～午後2時30分(開場：午後1時50分)
- ◆会場：当館集会室 ◆協力：栃木子どもの本連絡会
- ◆定員：20名程度 ※先着順・予約不要

④ 担当学芸員によるギャラリートーク

- ◆日時：10月25日(土)・11月15日(土)・12月20日(土) 各日とも午後2時～午後3時
- ◆集合場所：企画展示室入口 ※予約不要

【同時開催】 コレクション展Ⅲ 画題が意味するもの
10月25日(土)～12月21日(日)

【宇都宮美術館のご案内】 ライシテからみるフランス美術 ―信仰の光と理性の光
10月12日(日)～12月21日(日)
※詳細は宇都宮美術館へお問い合わせください。TEL 028-643-0100



【交通案内】
○電車・バス
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅(西口)6番・7番(バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて「板通十文字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
TEL 028-621-3566
https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

食欲の秋という言葉は、江戸時代から使われているそうです。当時は、夏の暑さで食欲が落ちた人々が秋になって涼しくなり、稲刈りや収穫などで忙しくなって、よく食べるようになったことから生まれた言葉とのこと。今年豊漁のサンマをはじめ、松茸（風味の）ごはん、栗や梨などなど、秋の味覚を楽しみたいですね。

一方で、10月には「食品ロス削減月間」でもあります。日本の食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されている食品）の発生量は、年間約460万トン、1人あたり換算で毎日ご飯茶碗1杯分の食品が捨てられています。食欲の秋だからこそ普段の食生活をあらためて見直してみましょう。

一 事務局だより

☆ 9月2日（水）

栃木県鳥インフルエンザ防疫演習が栃木県庁において開催され、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 9月4日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 9月9日（火）

自由民主党栃木県支部連合会との令和7年政策懇談会が宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、神山副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 9月26日（木）

建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議が東京都千代田区の法曹会館において開催され、加藤副会長、熊本理事、野中常務理事兼事務局長が出席しました。